

湖西市告示第265号

湖西市障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月15日

湖西市長 田内 浩之



湖西市障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱
の一部を改正する要綱

湖西市障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱（平成22年湖西市告示第366号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「（昭和22年法律第164号）」を削る。

第7条第3項中「第43条の3」を「第45条」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。